

エジプトにおける土地改革

山 根 学

はじめに

- I 植民地支配下における農業
 - 1 地主・小作関係
 - 2 土地改革案
- II 1952年の土地改革をめぐって
 - 1 土地所有最高限度の制定と土地分与規定
 - 2 50年代における農業
 - 3 食料問題
- III 1961年の土地改革
 - 1 土地改革法とその成果
 - 2 『国民憲章』と土地改革——むすびにかえて——

は じ め に

1952年のエジプトの革命＝ナセルのクーデターは社会主義世界体制の確立によって醸成された資本主義の全般的危機の深化の過程のなかで達成された。こうした世界史的規定性を背景としてこの国は、その植民地的従属経済を脱して急速に自立的な国民経済を建設することを直接的、民族的課題としている。この過程は国家の経済過程への直接の介入による強蓄積、国家資本主義的蓄積の強化を展開軸としてきた。

ところでこの過程は植民地支配の下に温存された封建的遺制を解体し、政府自ら重化学工業を建設して近代的な資本主義的生産関係を育成してい

く過程であって、国家資本主義は民族ブルジョアジーの側からみれば、その発展を可能にするための特殊な様式でさえあった。また実際エジプトでは50年代において政府の積極的な育成政策のもとにかねらの発展がみられた¹。しかし60年代にはいと、政府はこれまでの政策の「転換」を行ない、一連の大規模な企業の国有化と土地改革を遂行している。この政策「転換」の具体的内容を工業部門にかぎってみれば次のとおりである。

1952年以降政府によって積極的にその発展を支持された民族ブルジョアジー、とりわけ、ミスル財閥を頂点とする大ブルジョアジーは60年以後金融、工業、商業等の様々な分野において数百の企業をきわめてわずかな補償と引きかえに国有化された。その結果国家セクターに属した企業は全企業数のなかで0.5%にしかならなかったが、付加価値からみた場合それは全体の69%に達するようになり、とりわけ第1表にみるように50人以上の

第1表 国家セクターと民間セクターの工業生産⁽¹⁾
1965年7月～1966年3月

セクター	企業数	被雇用者数	賃金および給与 (1000ポンド)	消費された原材料の価格 (1000ポンド)	総生産高 (1000ポンド)	付加価値 (1000ポンド)	販売額 (1000ポンド)
国家セクター	560	437,437	83,550	324,458	575,151	250,693	535,199
民間セクター	328	42,198	6,906	21,988	37,207	15,219	31,015

注(1) 50人以上の労働者を雇用している工業会社にかんするものである。

資料 The Census of Establishments-1964, *National Bank of Egypt-Economic Review*-1968, No. 3, Table III, p. 250.

労働者を雇用している工業会社をみれば、国家セクターに属した企業が特に大規模なものであり、工業生産においていかに重要な地位を占めていたかがわかる。しかも政府は全金融機関、貿易会社を所有・支配することによって、資金の融通や海外からの近代的な技術設備、原料の購入を統制す

1 抽稿、「エジプトの国家資本主義と経済発展」『同志社商学』1972年2月、第23巻第5号、222—229ページ参照。

ることができ、民間セクターの企業拡張や新設を促進あるいは抑制できる立場にある。²

50年代において少数の破産した企業にたいしてみられた国有化³と比較すれば、わずかな補償でもって重要な産業分野におけるほとんどすべての大規模な企業にたいして行なわれた60年代の国有化の重要性を見落すことはできない。とはいえ、またそれを過大評価して、「科学的社会主義は、進歩にいたる正しい方法を発見するのに適した型式である⁴」というこの国の基本方針を示した『国民憲章』の具体化の過程としてとらえ、それをストレートに社会主義的發展に結びつけることもまた性急であるといわねばならない。⁵結論を先走るようであるが政策「転換」は一応次のようにとらえられるのではなかろうか。政府は革命により国民經濟の形成というこれまで抽象的目標でしかなかった課題の遂行を不可避とせざるをえなかったが、その具体的内容については明確な方針のないまま、たとえば工業分野においては政府の外部經濟への積極的な投資により民族ブルジョアジーに有利な投資環境を作ることによってかれらの活発なイニシアティブを期待した。しかしこの政府の政治的将来に疑念を懐き、その財産の保全に汲

-
- 2 1960年にはエジプト国民銀行とミスル銀行が国有化され、63年にはすべての小規模商業銀行は5大国有銀行へ統合され、64年には經濟の各分野はこの商業銀行の1つを通して全活動の資金をうけとることになった。また63年には法律第95号により商業と工業目的の輸入業務はすべて国家セクターに限定されたし、61年には原綿のすべての取引と輸出は Egyptian Cotton Committee (政府機関)が行なうことになっている。
- 3 50年代の国有化は負債の返済や納税ができない製糖会社にたいするもので、2社しかみあたらない。政府は国有化によってこの重要企業の存続をはかった。
- 4 『アラブ連合共和国・国民憲章』、板垣雄三訳、アジア經濟研究所、1966年、51—52ページ。
- 5 こうした見解をとっている人として、M. Ф. ガタウリン—「この国は資本主義的發展の道を拒否して社会主義へ転じている」、ハレド・モヒ・エッディン—「革命はだんことして社会主義の道にすすんだ」—がみられる (M. Ф. Гатаулин, *Экономика ОАР на новом пути*, Москва, 1966, стр. 243., ハレド・モヒ・エッディン, 「エジプト革命—その發展と展望—」『平和と社会主義の諸問題』第92号, 1966年8月, 62ページ)。

々として積極的な工業投資をさしひかえた民族ブルジョアジーと、そしてたえずその経済的要求を政治的危機にまで醸成してきた国民大衆の動きのなかでこの政策が行きづまり、そのため自立的な国民経済建設の具体的な内容をなす重化学工業の導入に要する巨額の資金を調達・集中し、合理的に配分するために政府自らが全面的に近代化を担わざるをえなかった。こうして上からの改革として政策「転換」は50年代の国家資本主義政策の強化・延長線上におくことができよう。政策「転換」は労働者や農民によって下から遂行されたものではない。この意味において次のような把握—52年以後「ナセル派のブルジョアジー」=「新しいブルジョアジーの世代」が形成され、旧い大ブルジョアジーは、もはや新興ブルジョアジーの権力に抵抗することができなかつた⁶—という側面、つまり一部の大ブルジョアジーを犠牲にして強制的な工業化政策と経済の制度的枠組の強制的な変革を行ない、全体的な資本主義的發展を目論んだ国家資本主義政策の強化、という側面もまた充分に吟味されねばならないことはいうまでもない。

小論はかかる政治、経済、社会の全体にわたる政策「転換」の背景を説明する布石としてエジプトにおける2つの土地改革に焦点をあてつつその接近を試みたものである。

I 植民地支配下における農業

1 地主・小作関係

1882年から1952年までの70年間にわたるイギリスの植民地支配のもとでエジプトは宗主国の工業へ原料—綿花—を供給する単なる一地域としてその再生産構造の一環にくみこまれた。かかる植民地支配のもとにおいてこの国の経済がモノカルチュア経済へ転化した過程は、綿花貿易における不

6 ハッサン・リアド「エジプトにおける国家資本主義」『世界政治資料』第184号、1964年2月上旬号、20ページ、22ページ。

等価交換やスエズ運河からの利潤を中心として膨大な資金がこの国から流出したため、民族資本の形成・発展のための資本蓄積の基盤をうばうこととなり、それはエジプトにおける自然成長的な資本主義発展の芽をつみとった。一方植民地支配はエジプトに綿花＝商品作物の栽培を強制することにより前資本主義経済の分解を促がし、商品・貨幣経済の発展を促がした。しかし工業の発展をおさえられたエジプトの農村においては、この過程は植民地支配者による過重な租税や土着の商業・高利貸資本、封建的土地所有者による搾取のもとでプロレタリアートへの道をたたれた農民が全般的に貧窮化していく過程、つまり一方では膨大な失業者・半失業者を、他方ではきわめて少数の大地主をうみだす過程としてあらわれざるをえなかった。

ところでエジプトでは溜池灌漑の共同利用を通して共同体＝大家族グループが形成されており、族長→家族グループの族長→村の支配者・オムダー（'umdah）という支配系列が「私的所有権が法制的に確立された後に⁷も」強固に残り、他方恒常的灌漑網の建設とともに同じ族長や大家族の族長が「村から切りはなされた労働農民」を雇用して「家父長的支配」のもとに綿花栽培を行なう大規模な地主の所領・エズベーが建設されたといわれる。⁸オムダー支配やエズベー内の「家族制共同体の体系」がいかなる内

7 中岡三益・板垣雄三、『アラブの現代史』東洋経済新報社、1964年、180ページ。個々の村は hissa として知られる氏族あるいは家族支配単位 (clan) に分けられる。個々の hissa は通常オムダー（'umdah）の部下として機能し、村の活動においてかれの家族や氏族を代表する shaykh によって率いられている。1895、1947、1957、1963年の法律は「オムダーが農村における中央政府の最高の行政官であるべきだ」と宣言されている (J. B. Mayfield, *Rural Politics in Nasser's Egypt*, Austin, 1971, p. 80)。

8 「エズベーは村から切りはなされた労働農民のための集団住居であり、ジマーム・村落の家族的支配体系から自由な形態である。ジマーム・村落とエズベー・田荘とは、このように一面では対抗関係にあり、商品経済に対応するエジプト地主経済がジマームからはなれて形成された点に注意すべきであろう」とはいえ「エズベーにおいても家族制共同体の体系は決して排除されはしなかった」とある (中岡・板垣、前掲書、180～181ページ)。

第2表 革命前のエジプトにおける土地所有・経営分布 1950年

所有・経営 規模 (フェダン)	土地所有分布 a				経営数 b				所有地での経営 c				所有地および借地 での経営 d				借地での経営 e			
	所有者数		面積		経営数		面積		経営数		面積		経営数		面積		経営数		面積	
	1000人	%	1000 フェ ダン	%	1000 %	1000 フェ ダン	%	1000 %	1000 フェ ダン	%	1000 %	1000 フェ ダン	%	1000 %	1000 フェ ダン	%	1000 %	1000 フェ ダン	%	
1 フェダン以下	1981.0	71.7	780	13.0	214	21	112	2	179	27	92	2	4.0	2	3	0.1	32	15	17	1
1～5	619.0	22.4	1324	22.2	573	57	1311	21	362	55	804	22	82.0	61	217	17.9	128	62	291	24
5～10	79.2	2.8	526	8.8	123	12	819	13	67	10	446	12	28.0	20	189	17.0	27	14	183	15
10～50	69.8	2.7	1297	21.8	78	8	1497	25	42	7	802	22	20.7	15	392	32.0	16	8	303	24
50以上	12.0	0.4	2036	34.2	15	2	2405	39	8	1	1576	42	3.3	2	400	33.0	3	1	429	36
計	2761.0	100.0	5963	100.0	1003	100	6144	100	658	100	3720	100	138.0	100	1201	100.0	206	100	1223	100

注(1) 若干数値が合わないところがある。

(2) 本表は1950年の『農業調査書』によるものである。

(3) 1 フェダン=0.42ヘクタール=4反2畝。

資料 И. П. Иванова *Сельское Хозяйство Объединенной Арабской Республики 1952—1965*, Москва, 1970, стр. 29.

容をもっていたかは一層の解明を必要とするが、農民階層は上記のような形で再編成されたものとする。

第2表は革命前の土地所有と経営の分布を示している。もっとも政府統計は欠陥をもち、とりわけ上記の家族制度とのかかわりが示されていない。とはいえこの表は一応エジプトの土地所有と経営を明らかにするものと考えられる。表によれば、1フェダン以下の土地所有者は全体の71.7%を占めているにもかかわらず、かれらは全土地面積のうちたった13.0%しか所有しておらず、かれらに5フェダン以下の所有者を加えると所有者数では全体の94.1%を占める者が全土地面積のたった35.2%しか所有していないことがわかる。一方50フェダン以上の土地所有者は数の上では全体の0.4%を占めたにすぎないが、土地面積では34.2%を所有している。単純平均でみれば5フェダン以下の所有者の1人当たり所有面積が0.8フェダンであるのに対して、50フェダン以上の所有者のそれは180.2フェダン以上にもなっている。この大規模な所有者のうちには18万フェダンに相当する土地をもつ王一族を頂点として、1000フェダン以上をもつ土地会社、外国人、あるいは族長や商人、高利貸が存在していたことに注意しなければならない。1フェダン以下の所有者の大半は、かれらの一部が都市住民であるかあるいは農業からその基本的収入をえていない農村住民であったことにより、ほとんどの土地を賃貸しにだしていたといわれる。¹⁰ 土地をもたない多数の農民—1947年の『住民調査書』によれば141万1000人—は農繁

9 第1に政府統計は共同体やエズベ—毎に作成される地租令状にもとづくため、土地を分散して所有している者はその数だけ統計上にあらわれること。第2に虚偽の報告がしばしば行なわれることである。第3にこの1950年の『農業調査書』による第2表では全部で100万3000の経営が数えられているが、革命前夜には「200万以上の零細な土地所有農民や土地なし農民が存在」したことが指摘されているからである。この点にたいしてはイワノバは1947年の『住民調査書』の資料をもって補足している。

10 И. П. Ибанова, *Сельское Хозяйство Объединенной Арабской Республики* 1952—1965, Москва, 1970, стр. 25.

期に日雇いとして働くか、あるいは糊口をしのぐだけの土地を賃金として与えられてエズベーのもとで雇用されたといわれる。またかれらの一部は短期間、口頭契約、きわめて高い小作料のもとで小作人になるか、あるいは地主の差配人・監督のもとで主として綿花の栽培に従事する分益小作人にもなった。この表によれば5フェダン以下の小作は16万人となっているが、イワノバは「おそらく『農業調査書』（第2表の基礎となっている1950年の調査書…引用者）においてはすべての小農民的小作が計算されていないであろう」とのべて、1947年の『住民調査書』から計算された73万9000人の方をより現実に近いものと認めていることを指摘せねばならない。生存の手段を求めて隷属的な条件で土地を小作することを余儀なくされた土地なし農民や零細な土地保有農民の側からの巨大な需要がきわめて小規模な小作の広汎な普及の基本的な原因であったものと考えられる。表のc欄、d欄において夫々82%、63%を占めている5フェダン以下の経営は、イワノバによれば「農民の家族を養うのにしばしば充分でない」ものとして指摘されているが、さらにイワノバは「5～10フェダンを経営する9万5000人（c欄の6万7000とd欄の2万8000人）もこの『小農』範疇にふくむことは我々には正当であると思われる」とのべて、「かれらが植民地支配者や商業・高利貸資本や地主による多様な賄賂、租税や強制労働をふくむ搾

11 たとえばメンフィヤ州とカリユビア州においては労働者に12～16キラト（1フェダン=24キラト）の土地が、またその子供にたいして6～7キラトが与えられた。労働者はこの土地に穀物や豆を栽培し、そして得られた収穫は現物形態で彼の賃金の一部として清算されたとある（M. Ф. Гатауллин, указ. соч., стр. 41.）。

12 小作地は人口増加とともに広汎に普及した。サイド・マレイによれば耕地のなかで小作地のしめる割合は1939年の17.3%から1952年には60.71%へ増加し、それとともに小作料も1938/39を100とすれば1950/51年には472へ増加している。これにたいしてかれらの生計費の指数は38/39年=100から50/51年には293へ増加しているにすぎず、かれらの生活水準の悪化がうかがわれる（Sayed Marei, *UAR Agriculture Enter New Age*, Cairo, 1960, p. 42.）。

13 И. П. Иванова, указ, соч., стр. 30.

14 Там же, стр. 28.

取の対象であり、あらゆる不等価交換の制度の犠牲者であった」ことを指摘している。¹⁵

これにたいして10フェダン以上の経営は全体の10%しか占めなかったが、経営面積の64%を占めており、とりわけかれらによる大規模な借地がみられることからイワノバは「その増加を農業企業家の経営への土地の集中の客観的過程を反映し、エジプトの農村における資本主義企業の比重の増加を反映した」¹⁶ものとして取りあげている。たしかに膨大な過剰人口の存在を背景として綿花やサトウキビの栽培を強制されていく過程のなかで若干の資本主義企業の形成・発展がみとめられるが、しかし他面ではこれらの大土地保有者層の借地は自己の所有地とともにそれを細分して小作や分益小作へ出すという関係をも内包していることが重要である、というのはこれら10フェダン以上のグループの「借地の半分はこの農業調査書に計算されていないまさに70万のもっとも貧しい小作人である小農民の使用のものに¹⁷あった」からである。限られた所有地にかんする資料ではあるが、第3表は所有地の大きな部分が小作にだされていることを示している。大土地保有者の経営については一層の分析を必要とするが、いずれにしる農村に留まらざるをえなかった住民の圧倒的多数にみとめられる生活手段＝土地の不足は人口増加とあいまってかれらの間で土地を求める競争を激化させ、地価をひきあげ、小作地を一層細分化させるとともに小作条件を一層

15 Там же, стр. 30.

16 Там же, стр. 33.

17 Там же, стр. 34. ここでのイワノバの計算はきわめて概算的である。とはいえ保有地の大きな割合が小作に出されていることは疑いない。なお借地仲介人や周旋人もまた小作市場に影響を及ぼした。かれらは競売制度 (Mazad) のもとで大きな土地を借入れ、それからかれらが地主やその代理人 (Nazir) に支払うものよりも50—70%も高い率で地方の農民に小さな単位で又貸した (M. Riad El Ghonemy, Economic and Institutional Organization of Egyptian Agriculture since 1952, *Egypt since Revolution*, ed. by Vatikiotis, New York, 1968, p. 69).

第3表 1949—50年におけるエジプトの若干の大規模な所有地における小作地の割合
(単位フェダン)

	総面積	所有者あるいはその代理人により経営されている面積	小作地	
			面積	%
Kafr El Sheikh (Royal) A地	16,035	6,863	9,172	57.2
Sheikh Fadl, Menia B地	6,600	600	6,000	90.9
Nag Hamadi, Qena C地	14,075	2,680	11,395	80.8
3つの州における D地	6,699	927	5,772	86.2
政府・公有地省	150,832	12,000	138,832	92.0

資料 M. Riad El Ghonemy, *op. cit.*, p. 68.

不利にみちびいて、かれらを大土地保有者の支配下に隷属させていったといえよう。これが封建的な手段を依然として利用して地主達がかれらから剰余生産物のみならず必要生産物の一部すら取りあげたといわれる背景である。農民大衆の生活水準の低さは農業労働者の1日の賃金がラバや水牛の賃料よりも低かったことによって推測できるが、¹⁸こうした生活水準の低さはしばしば農村に「血だらけの戦いをもっておわる」暴動をひきおこした。¹⁹とりわけ1919年の農村の暴動は「10月社会主義革命」の影響をうけ、²⁰農村で作られた革命的権力機関は「ソヴィエト」とさえ呼ばれた。

2 土地改革案

こうして農村において社会不安が高まってくるにつれてその鎮静策とし

18 国家の税政策もまた勤労者にきわめて不利であった。「地主が納税人である地租が1950/51年に(国家の…引用者)全予算収入の3~4%を構成していたとすれば、その時勤労者大衆が荷っている間接税はこの国の予算収入の50~55%にも達していた(Л. И. Луцникова, *Государственный Финансы ОАР. Москва, 1971, стр. 67*)。

19 *Там же*, стр. 47. たとえば革命前の51年にはフェライン(*fellahin*=農民)の全般的な暴動がいくつかの大規模な地所におこった。農民は番人を攻撃し、事務所に火をかけ、時として武器をとり、「政府がこれらの地所を売却することを求めて土地にすわりこんだ」。この期間エジプトの新聞は農村における全般的な不穏を記した記事でみちているとある(J. B. Mayfield, *op. cit.*, p. 52)。

20 М. Ф. Гатауллин, *указ, соч.*, стр. 47—48.

て何らかの農民対策を構じることが、植民地政庁にとってもまた1922年の「独立」のもとで政権をにぎった民族ブルジョアジーの政党・ワフド党にとってもさけてとおることができない課題となっていた。かれらの試みはまず灌漑網の拡張や耕地面積の拡大、高収穫品種や肥料の導入を中心とした農業生産力の増大に向けられた。灌漑・排水運河は1914年の2万4300キロメートルから50年には3万5200キロメートルへと拡大し、²¹46年には灌漑地と溜池灌漑地との比率は1882年の2.9:2にたいして5:1に変わり、²²播種面積も1886年の670万フェダンから1945年の920万フェダンに増加している。²³また綿花を中心として高収穫品種が導入され、²⁴とりわけ肥料の輸入は1911年の6万トン、49万7000エジプト・ポンド（以下ポンドと略す）から49年の62万1000トン、1138万5000ポンドへと急増した。²⁵とはいえ土地開拓を上まわる急速な人口増加は1人当り耕地面積の一層の縮少をもたらし、また肥料や種子への現金支出の増加は農民の商業・高利貸資本への従属を促がしたにすぎず、²⁶これにたいする政府の政策—たとえば Agriculture Bank of Egypt, Crédit Agricole d'Egypt, Credit Hypothecaire Agricole のような農業金融機関の設立や政府によって積極的におしすすめられた農業協同組合化—も信用の供与が土地や財産の担保とむすびついてい

-
- 21 B. Mansen & G. A. Marzouk, *Development and Economic Policy in the UAR (Egypt)*, Amsterdam, 1965, p. 51.
- 22 A. F. Money-Kyrle, *Agricultural Development and Research in Egypt*, Beirute, 1957, p. 22.
- 23 Irrigation System and Projects in Egypt, *National Bank of Egypt—Economic Bulletin—* (以下 N. B. E. と略す) 1950, No. 3, p. 161.
- 24 E. R. J. Owen, *Agricultural Production in Historical Perspective, Egypt since The Revolution*, ed. P. J. Vatikiotis, pp. 50—65 参照。
- 25 Irrigation System and..., *op. cit.*, p. 162.
- 26 信用市場は主として外国銀行の支店によって統制されたが、かれらは「耕作者の大多数を構成している農民にたいして信用を与えることには興味がなかった」。そのため農民の「信用要求の大半は農村の高利貸しによって与えられたが、かれらは30—40%さえもの高い利子を課した」(M. Riad El Ghonemy, *op. cit.*, p. 68; Mostafa Fathy Hassan, *The Role of the Government in the Economic Development of Egypt*, Wisconsin, 1957, p. 46)。

たこと、組合員になった大土地所有者が本来貧しい農民のために設置された低利の信用を吸収したことによって、「最終的にはそれは現実に土地を耕作した者よりもむしろ大土地所有者の利益に奉仕²⁷」することになったといわれている。

こうして生産力的側面から追求された農村社会不安対策とともに、政府の関心は好むと好まざるとにかかわらず、生産関係における改革、とりわけ土地所有規模の制限に向けられざるをえなかった。「既存の大土地所有はそのままにして、今後の大土地所有形成を制限する²⁸」立場をとってかれらの利害を守ろうとした王やサード党、自由立憲党によって提出された「改革」案はさておき、民族ブルジョアジーやその政党であるワフド党、あるいは共産党、農民によって提出された改革案は革命後の土地改革をみるうえできわめて興味深い。1944年のハッファス首相の声明—「この国の大多数の住民の貧困をもたらした基本的原因は大規模な土地所有の存在にある²⁹」—ははじめて政府が公けにこの国における大土地所有問題の存在を認めたものであるといわれるが、44年を契機にして土地改革が活発に議論されるようになった。たとえばこの年には「ブルジョアジーの利害を代表して」モハメッド・ハッターブは土地所有の最高限度を50フェダンにするという提案を行なった。また同じくミリット・ガーリーは50フェダンに反対して100フェダンを掲げたが、それは50フェダンの制限が「中農層のイ

27 M. Riad El Ghonemy, *op. cit.*, p. 70. Crédit Agricole d'Egypt は1931年に政府の手で設立され、その貸付けは農業協同組合と小規模土地所有者に限られていたため地主は資金を借入れることができなかった。しかしかれらは農業協同組合員になることによって法の目をくぐった。この銀行は1932年に220万ポンド、35年には520万ポンド、39年には600万ポンド、51年には1260万ポンドと貸付けを増大したが、これらの貸付け金の大部分は大土地所有者によって吸収された (Agricultural Credit in Egypt, N. B. E., 1952, No. 4, pp. 268—270)。

28 ワフド党もまた基本的にはこの立場をとる (中岡・板垣, 前掲書, 188ページ)。

29 М. Ф. Гагаулин, *указ. соч.*, стр. 50.

ニシャチブを制限する」からであった。かれの提案は大規模な土地所有の部分的制限と土地の再分配を行なうことにより、「社会・経済的対立の緩和」をはかるとともに「中規模経営の比重の増大と資本主義企業の拡張」³⁰をねらったものといわれている。革命前夜の1950年には農民の土地要求の激化のなかで50フェダン以上の土地を補償をもって解体する法案と政府の開拓地を1フェダン以下の土地所有者にのみ分配する法案がそれぞれ提出された。³¹主としてワフド党によったこうした提案が、46年における反帝国主義闘争のなかで労働者と学生の民族委員会が掲げた50フェダンという土地所有最高限度に一致し、また50フェダンへの土地所有の制限とそれを超過した過剰地の無償の接収、土地なし農民や小土地所有者層へのその分与を求めた共産主義者・サアド等の主張と一致していることは注目に値する。³²かかる民族ブルジョアジーの「急進的」な提案は、実行の見込みが未だ生じなかった時に承認することが容易であっただけにすぎないものとはいえ、それだけで切り捨ててしまうことはできない。なぜなら軽工業の分野に限られたものであったとはいえ、30年代以来急速な発展をみたブルジョアジーにとって、土地改革は工業発展にとって大きな障害となっている狭隘な国内市場の問題を解決する手段とならざるをえなかったからである。³³とはいえエジプトの民族ブルジョアジーが同時に大地主であり、大規模な土地所有者と密接な経済関係にあつて、相矛盾する2つの利害をもっていたことは、改革案を法律として成立させなかった。たとえば1944年に小作人を保護する計画が提案されたが、「『財産権や自由競争』にたいする

30 И. П. Иванова, указ. соч., стр. 38.

31 М. Ф. Нассан, *op. cit.*, p. 54.

32 И. П. Иванова, указ. соч., стр. 39. および中岡, 前掲書, 187—191ページ参照。

33 エジプト工業連盟は「その1932年報告で『土地改革はエジプトの工業のかがやかしい将来を約束するものようであり、一般的に耕地面積の拡大、農業経済の繁栄は工業の拡張をうながす…』とのべている(熊田享「アラブ連合の成立」〔林武編「中東の社会変動」アジア経済研究所, 1965年〕, 98ページ)。

³⁴攻撃」³⁴として下院の財政・農業委員会で否定された。上記のハッターブの50フェダンという土地所有最高限度の提案も、当時の社会問題委員会の中で修正をうけて100フェダンに引きあげられており、こうして議会に提案されたものですら『自らの権利にたいする侵害をみとめた』エジプトのまさに支配グループにある外国人企業家のなかで不満をひきおこし³⁵、廃案になるか、あるいは時にはその圧力のもとにワフド党政府は解散さえ余儀なくしている。高まりつつあった人民の反帝国主義・反植民地主義闘争と民族ブルジョアジーとの関連は一層の吟味を要するとしても、一応革命前「エジプトにおける国家権力は自らの主人—イギリス植民地支配者—の意志を遂行する王家、地主、買弁ブルジョアジーの手中に認められた³⁶」という評価は正当なものと考えられる。

II 1952年の土地改革をめぐって

1952年に自由将校団によって遂行されたクーデターにおいて、かれらが経済発展にかんする明確な目標をもっていなかったことはナセルの『革命の哲学』³⁷に示されている。とはいえ植民地支配とそのもとで温存されたフェールク王を頂点とする君主制を打倒したこのクーデターは、その後その政治的独立に実質的内容を付加するために、植民地経済として特徴づけら

34 M. F. Hassan, *op. cit.*, p. 59.

35 M. Ф. Гатауллин, *указ. соч.*, стр. 48.

36 *Там же*, стр. 60.

37 「あの日よりまえ、私は全国民がすぐにもたちあがって行動にうつる用意ができていて、ただ前衛が前進し、外がわの城壁をおそえば、国民はその突破口からかたく隊伍をくんで偉大な目標にむかって忠実に前進するのをまつばかりだと思っていた」。しかし「7月23日以後に現実**に**ぶつかって私は愕然とした。前衛はその任務をはたした。暴君の城壁を急襲し、フェールクを退位させ、ついで民衆の部隊が最後の目標に到達するのをまっていた。彼らはまちにまった。民衆はあとからあとからやってきた。しかし、現実と幻想とはなんとちがっていたことか。やってきた群衆は烏合の衆であり、落伍者たちだった。偉大な目標にむかっての神聖な前進は停止し、ぞっとするおそろしい無気味な状態が出現した」(ナセル, 『革命の哲学』西野照太郎訳, 角川文庫, 1971年, 29—30ページ)。

れるエジプト経済の従属的性格を克服し、自立的な国民経済を建設するという課題の遂行の前提をつくりだした。この過程は客観的には近代的な資本主義的諸関係の形成・発展の過程であり、実際50年代のエジプトの工業分野においては国家が自ら経済過程に直接介入するとともに、既存の民族ブルジョアジーに積極的に働きかけて経済発展をもくろむ過程がみられたことはすでにのべた。土地改革とその後の諸法律もまた客観的には農村にみられた前近代的な諸関係の資本主義的なそれへの再編成として現われていると考えてよいであろう。だがいかなる再編成か。またそれがいかに限定されたのか。

1 土地所有最高限度の制定と土地分与規定

ナセル政権によって立案された土地改革の骨子は以下のとおりである。

1. 大規模な前近代的な地主による土地所有の廃除—土地所有最高限度の制定と農民への過剰地の分与, 協同組合への誘引, 地主・小作関係の改善—。
2. 食料の自給化と急速な工業化のための十分な原料や資源を保証する農業生産の発展である。³⁸以下で土地改革法そのものの性格を若干吟味し、ついで第1の課題がいかなる形で遂行されたかをみてみよう。

「我が経済は自由企業のもとでのみ繁栄しうるものとする」という国民指導相の声明等に見られるようにきわめて慎重な態度のもとで遂行された土地改革は、土地所有の最高限度を200フェダンに限定し、それを超過する土地を5フェダン以下の農民に分与することを基本的な内容としてい⁴⁰た。まずかかる最高限度の決定はエジプトにおいて「あまりにも高すぎ

38 ハッサン・アブダーラは1952年の農業改革の目的を次のようにのべている。1) 大規模土地所有の制限と小土地所有者数の増加, 2) 土地所有者と小作人との関係の規制, 3) 土地分裂の防止, 4) 多目的協同組合の発展, 5) 農業労働者の権利の保護 (Hassan Abdallah, *U. A. R. Agriculture*, Cairo, 1965, pp. 19—20)。

39 P. O'Brien, *The Revolution in Egypt's Economic System*, Oxford, 1966, p. 68.

40 Egypt • Decree Law 178 of 1952 • The Agrarian Law, *Middle East Journal* 7(1), 1953, pp. 74—76.

⁴¹」ものであったことを指摘せねばならない。この法律のもとで土地を取りあげられる地主は約2000人、70万フェダンと予定されたが、それは王一族やエズペーの大所領にのみかかわったにすぎないといわれている。⁴²したがってそれは残りの約1万人の地主—たとえばオムダーに代表される地主の80%—の利害にふれるものではなく、「全体として地主階級に向けられたものではなかった」。⁴³たとえば4500人の人口と857フェダンの耕地があったエジプトの中規模の農村・Kafr Shubrâ Zingi村における9つの大きな家族 ('â'ila) の土地所有は所有最高限度にふれるものでなかったことを示している (第4表参照)。のみならず改革は子供1人当たり50フェダン、計100フェダンを超えない追加の土地所有を認可して、実質上300フェダンの

第4表 Kafr Shubrâ Zingi 村の9つの
大家族 ('â'ila) の土地所有

家 族 名	所有面積 (フェダン)
al Tihaimî	30
Abu Mansûr	60
Abu Ismâîl	50
al Gazzâr	30
Abu Nâgî	30
al Ma'adawî	40
al Gabbâr	25
al Gâwish	25
Abu Mas'ûd	35
計	325

資料 San'eki Nakaoka, A Note on the Evaluation Work of the Agrarian Reform in the United Arab Republic (Egypt), *The Developing Economies*, I (1), 1963, p. 63.

41 Agrarian Reform in Egypt, N. B. E., 1952, No. 3, p. 169.

42 И. П. Иванова, указ. соч., стр. 42.

43 中岡, 前掲書, 193ページ。

44 И. П. Иванова, указ. соч., стр. 42.

所有を認めるとともに、土地開拓・販売会社、既存の工業会社のもつ農地、耕地の1割に及ぶワクフ地⁴⁵にたいしては上記規定の適用を免除した。さらに無償接収という形をとったのは王一族の所領に限られた。したがって土地改革は「地主の基本的な部分をわずかのもっとも富かな土地所有者層に対立させ、それによって地主階級を分裂させ、もっとも反動的な要素と革命政府の敵を孤立させて、できるだけ小・中地主を中立化させ、貧しい中農や富農のみならず農業企業家をふくむ農民の広汎な層の支持を確保し⁴⁶、自らの政治的・経済的基盤の強化を求めた革命政権の当面の課題によって条件づけられたものであったといえよう。板垣氏も土地改革は「帝国主義の支柱としての地主制をとりのぞいたとみるべきではあるまいか」⁴⁷とされている。

ところで接収された土地は現実に農業に従事している5フェダン以下の農民に所有地が計10フェダンを上まわらないような形—2～5フェダン単位—で分与されることになったが⁴⁸、この分与により約20万家族、120万人が土地をえることが予想された。これらの農民の土地購入代金は地代の10

45 エジプトの土地所有者、特に大規模な土地所有者は支配者による土地の没収や相続による細分化、負債の返済不能による差押えを防ぎ、家族の富と社会的地位を維持するために所有地をワクフ地として主としてその子孫のために寄進した。ワクフ地は上記の特権が認められていたため1942年には67万7555フェダン、全所有地の11.5%に達した。なおワクフ地としての寄進は、宗教、文化、慈善機関にたいしてもなされたが、その主たる目的は上記のことにあり、エジプトの農業構造の主要な弊害の1つ、少数者の手中への富の集中をもたらした (Gabriel Baer, *Studies in The Social History of Modern Egypt*, Chicago, 1969, pp. 75—82)。

46 И. П. Иванова, указ. соч., стр. 42.

47 中岡・板垣, 前掲書, 148ページ。

48 接収地の分与をうける資格のある人…(a)以前に不名誉な犯罪の宣告をうけたことのないエジプト人の大人, (b)農業を職業としている者, (c)5フェダン以下の農地の所有者。優先権は小作人であろうが、農民であろうが現実に土地を耕作している者に、ついでその村の住民のなかで大家族をもっている者へ、もっとも貧しい者へ、最後にその農村の住民でない者へ (Decree Law 178 of 1952, *op. cit.*, pp. 75—76)。また10フェダンは一応自作農にとって最低限の土地規模であると考えられる。

倍（地代は地租の7倍）であり、1フェダンあたりの支払いは平均280ポンドになったが、それは改革前の土地価格（1フェダン）が400～600ポンドであったのにくらべて「いちぢるしく低い」ものであったといわれる。⁴⁹

土地の分与によって1959年までに11万8938人が33万3782フェダンを所有した。⁵⁰ そのさい代金を一度に払うことのできなかつた者にたいして分割払いがみとめられた。その条件は次のとおりである。土地分与代金プラス年利子として代金の3%プラス土地接収、分与やその他に要した政府費用を補償するために代金の15%を30年間に支払うこと。この分割払いの条件もまた「有利であった」といわれている。1年の購入代金は地租の約4倍であり、これに地租やその他の租税を加えると地租の5倍になり、さらに農業協同組合の管理費を加えても地租の6倍にすぎず、法定小作料（地租の7倍）に比べても低いものであって、以前の小作料に比較して30～40%の負担の軽減を意味した。⁵¹ とはいえこうした農民の代金支払いは国家の手を通して元の地主に補償として与えられたわけであり、このかぎりでは国家は何ら地主にたいする負担を負うことなく、一方土地の分与をうける農民はかつての地主を維持するという負担を除くために新たに負担を負うことになったといえるが、かかる土地購入代金が国庫に入ったのにたいして、地主への補償は年利3%、30年償還の記名債券の形で行なわれ、しかもこの債券は市場で売却することができず、地租、相続税、追徴税等のきわめて限られた分野でしか処分できなかったことを指摘せねばならない。したがって不利な条件を嫌って地主は接収される土地を競って売却し、特にデルタ⁵²

49 И. П. Иванова, указ. соч., стр. 50.

50 Gabriel S. Saab, *The Egyptian Agrarian Reform*, London, 1967, p. 27.

51 *Ibid.*, pp. 43—45.

52 地主は子供や親類、あるいは仮空の人物に土地を売却、分与して法の目をくぐろうとした。これは土地所有者がいくつかの地域で土地をもっていたことによって一層複雑となり、「その所有地を決めるため土地所有者によって提出されたリストと直接税局によって発行されたリストとの間に相異がある多くのケースがあった」ことが指摘されている (Sayed Marei, *op. cit.*, p. 50)。↗

の人口の少ない地域では「ろうばいした土地所有者は将来の買手に土地の購入を奨励するためにかれらに十分な長さ(15年)の信用を与えることを余儀なくされた⁵³」とさえ指摘されている。政府はこうして農民の土地要求にこたえて「新しい土地所有者階級」として「自作農」の創設をはかり、かれらを今後の農村社会発展のための中核たらしめることを意図したといえよう。

土地改革はまた地主・小作規制にも及んでいる。たとえば土地の賃貸しは農業に従事している者にかぎられ、借地仲介人による小作人の搾取を防ぐとともに小作料を地租の7倍に、現物形態の場合には全費用を控除した後の50%に制限した。また小作期間はこれまでの1年契約や1作契約から最低3ケ年に延長された⁵⁴。この規定により利益をうける人は約1400万人、約4000万ポンドの小作料の軽減をもたらすものとみつもられた⁵⁵。加えて農業労働者にたいして最低賃金が定められ、労働組合の設立が認められた。こうして土地改革が実施された Girga では1フェダン70ポンドの小作料が22ポンドまで下がり、また Sharkiah 州と Beheira 州では改革前個人の平均所得がそれぞれ10ポンド、7.5ポンドであったのにたいして改革後のそれは19.5ポンド、17.8ポンドへとほとんど2倍に増加している⁵⁶。1953年だけで小作人、分益小作人の所得は23%増加したといわれる⁵⁷。

2 50年代における農業

→土地改革法は4親等以上で10フェダン以下を所有している農民に5フェダン以下の単位で土地を売却することを認めた。しかし実際にはこの法律は守られず、たとえばマズルーム村で500フェダンを所有していたマズルームは土地を57、56、150、40フェダン単位で売却したが、新しい土地所有者はすべて都市で生活しており、そのうちの若干は商人と請負人であったといわれる。そのため53年には地主の自由な土地の売却は禁止された(И. П. Иванова, указ. соч., стр. 76)。

53 G. S. Saab, *op. cit.*, p. 20.

54 Decree Law 178 of 1952, *op. cit.*, pp. 78—79.

55 M. F. Hassan, *op. cit.*, p. 61; Sayed Marei, *op. cit.*, p. 75.

56 Sayed Marei, *op. cit.*, 74.

57 G. S. Saab, *op. cit.*, p. 143.

土地改革法の遂行の結果、土地所有の分布は第5表のようになった。まず200フェダン以上の所有者（その数は不変）のもつ面積が著しく減少し

第5表 土地改革の前と後の土地所有分布

(単位1000)

所有規模 フェダン	土地改革前				土地改革後 (1956)			
	所有権		面積		所有権		面積	
	数	%	フェダン	%	数	%	フェダン	%
5フェダン以下	2642	93.4	2122	35.4	2841	94.4	2781	46.6
5～10	79	2.8	526	8.8	79	2.6	526	8.8
10～20	47	1.7	638	10.7	47	1.6	638	10.7
20～50	22	0.8	654	10.9	30	1.0	818	13.6
50～100	6	0.2	430	7.2	6	0.2	430	7.2
100～200	3	0.1	437	7.3	3	0.1	437	7.2
200以上	2	0.1	1177	19.7	2	0.1	354	5.9
計	2801	100.0	5984	100.0	3008	100.0	5984	100.0

資料 Changes in the Pattern of Landownership in U. A. R. (1952—1965), N. B. E., 1968, No. 3 & 4, p. 145.

たこと、一方5フェダン以下の所有者が約20万人、その面積が65万9000フェダン増加したこと。および20～50フェダンの所有者数の8000人の増加とその面積の16万4000フェダンの増加が指摘される。とはいえ土地改革はエジプトの農業経営の分布をかえたとはいいがたい。第6表はそれを示しているが、上記第5表と比較しつつ若干の検討を加えてみよう。まず50フェダン以上の経営者数とその面積の若干の縮少が指摘されるが、特に200フェダン以上の経営をみた場合、所有面積ほど経営面積は縮少しておらず、⁵⁸依然として大規模な経営が存在したこと、他方5フェダン以下の経営がそ

58 この大規模な経営がいかなる形で行なわれていたか、また既述のエズペーやオムダーの「家父長的關係」といかにむすびついていたかは全く不明である。がしかし地主にとって低い小作料をまねがれるために小作人の追いつきがみられ、地主と小作人の裁判ぎたや流血の事件がみられたという指摘から、地主が賃労働を利用して資本主義的な産業経営を行なおうとする傾向があったことが推測できよう (M. ф. Гатауллин, указ. соч., стр 173—174)。

第6表 土地改革前と後の農業経営

(単位1000)

経営規模 フェダン	1950				1956			
	保有者		面積		保有者		面積	
	数	%	フェダン	%	数	%	フェダン	%
1フェダン以下	214.3	21.4	112	1.8	405.3	32.3	142	2.3
1～5	572.5	57.1	1311	21.4	619.8	49.4	1427	22.9
5～20	174.9	17.4	1524	24.8	187.7	15.0	1681	27.1
20～50	26.5	2.6	792	12.9	28.7	2.3	797	12.8
50～200	12.4	1.2	1142	18.6	11.0	0.9	1040	16.7
200以上	2.4	0.3	1263	20.5	1.9	0.1	1125	18.2
計	1003.0	100.0	6144	100.0	1254.4	100.0	6212	100.0

資料 Economic Review Egypt, N. B. E., 1957, No. 1, p. 48.

の数、面積とも増加を示し、とりわけ1フェダン以下の経営数の増加がいちぢるしく(約2倍の増加で、全経営数の増加の76%を占める)、きわめて零細な農業が増加したことが指摘される。ここで1953年に最初に土地分与をうけた下エジプトの3つの地区—Dakahlia 州の Demera, Kafr El-Sheik 州の Zafaran, Behira 州の Maania —における具体的な土地改革の成果に目を通しておこう。

1万5383フェダンの面積をもつ Damera 地区は改革前たった4家族(そのうち1万2000フェダンは王の親類 Toson 家の所有)によって所有されていたが、そのうち79%が1～10フェダンの単位で直接農民に賃貸しされ、きわめて少数の者が又貸しをするか、労働者を雇用して経営を行なうために大きな単位で土地を賃借りしており、平均1フェダンあたり26.4ポンドの小作料が支払われていたといわれる。Zafaran 地区は9249フェダンあり、そのほとんどがファルク王の所有下にあつて、固定の現物小作料で賃貸しされていた。また Maania 地区は1101フェダンあり1930～8年には地主の委託をうけた経営者が農業労働者を雇用したといわれているが、以後改革前まで1～10フェダンの単位で、小作料1フェダンあたり平均24ポンドで賃貸⁵⁹されていた。

59 S. M. Gadalla, *Land Reform in Relation to Special Development Egypt*, Columbia., 1962, pp. 47—48.

改革前3つの地区の総面積2万5733フェダンはたった15家族の所有に帰していたといわれるが、これらの土地は改革により接収され、1953年より小農民に分与された。第7表は改革前、1953年、および56年末の土地所有の変化を示したものであり、年度毎に取りあげた項目が異なるため少々みにくいが、土地改革がこれらの地区でいかに多数の土地所有者をうみだしたかを示している。しかし、53年における土地分与後の新たな土地所有者の所有規模の分布を示している第8表にみられるようにかれらの所

第7表 Damera, Zafaran, Maania 地区での土地所有の変遷

地区	改革前		1953年				1956年末			
	面積 (フェダン)	所有者 数	面積 (フェダン)	所有者 数	平均所有 規模 (フェダン)	所有権をもつ 面積 (フェダン)	所有者 数	土地代金分割払い中 面積 (フェダン)	所有権留 所有者 数	
Demera	15,383	4	9,521	2,892	3.29	11,326	3,567	4,025	1,530	
Zafaran	9,249	?	2,487	792	3.14	4,050	1,254	4,250	1,272	
Maania	1,101	?	731	236	3.10	815	254	286	141	
計	25,733	15	12,739	3,920	3.18	16,191	5,075	8,561	2,943	

注 1953年の資料は政府の登録簿から著者によって計算されたもの、改革前と1956年末の数値は著者が本文中で掲げているものを表にした。

資料 S. M. Gadalla, *Land Reform in Relation to Special Development Egypt*, Columbia, 1962, pp. 47—49, p. 110 より作成。

第8表 3つの地区における改革による新土地所有者の所有規模分布, 1953年

地 区	1953年の総所有者		2～3フェダンの所有者		3～4フェダンの所有者		4～5フェダンの所有者	
	数	%	数	%	数	%	数	%
Damera	2892	100	1272	44	1099	38	521	18
Zafaran	792	100	404	51	253	32	135	17
Maania	236	100	118	50	85	36	33	14
計	3920	100	1794	45.8	1437	36.6	689	17.6

資料 *Ibid.*, p. 112.

有規模がきわめて小さく、しかも4フェダン以下に集中されていることにも注意すべきである。1家族あたりの単純平均所有規模は改革前の171.5フェダンから3.2フェダンになっている。

とはいえ新たな土地所有者の生活は向上した。たとえばそれは改革によって土地を接収、分与されなかったワクフ地によって構成されている下エジプトの Shawa, Beyala, Saft Khaled 地区の計2万7835フェダンの小作人と比較すればあきらかであろう。まずこれらのワクフ地における改革の成果にふれておこう。これらの地区は改革により政府のワクフ省の管理下に入り、統制地区となった。これにより1956年末にこれら3地区においてその土地の87.5%、2万4355フェダンを平均3.2フェダンで賃借りしていた7627人の小作人は、これまでの地主によっていつでも解約、追放される地位から3ケ年の小作を保障されるとともに、小作料も Shawa では1951—52年の25.6ポンドから1952—53年の20.5ポンドへ20%減少し、Beyala では21ポンドから11.5ポンドへ45%も減少した。これら3地区の小作人の1フェダンあたりの純収入は、52年の17ポンドから56年の21.5ポンドへ26.5%増加を示したといわれる⁶⁰。これにたいして土地の分与をうけた者の生活は以下のように更に有利であった。たとえば Demera 地区では、以前の小作料は1フェダン26.4ポンドであったが、改革後の土地分与の分割代金は19.9ポンドになった。新たな土地所有者は分与と同時に強制的に協同組合に加入させられたが、この協同組合より安価な肥料や種子、資金等を供給されたため、この3つの土地分与地区では1956年には総額14万7179ポンドが7367人(1人平均19.95ポンド)に与えられた。他方強制的な協同組合の設立と加入がなかった既述の3つのワクフ省の統制地区では2万8219ポンドが7627人(1人平均3.7ポンド)に与えられたにすぎず、そのため小作人は地方の商人や高利貸からこれらのものを調達しなければならず、生産費は土地分与地区の1フェダンあたり35.75ポンドにたいして44.5ポンドと

60 *Ibid.*, pp. 53—54. p. 61参照。

24.6%も高いものとなった。3つの土地分与地区では生産力の上昇（52年から56年までに1フェダンあたりの綿花収穫高は統制地区の2.6%の増加にたいして13.2%，小麦では5%にたいして21.4%，トウモロコシでは2.3%にたいして10.5%の増加を示している）や、協同組合を通したより高い価格での生産物の販売によりその純収益は1952年の17.7ポンドから26.6ポンドへ50.3%も増加したといわれている。⁶¹

上記の下エジプトにおいて土地分与が行なわれた3つの地区とワクフ省の統制に入った3つの地区が他の改革地域とどんな関係にあるかは一層吟味を要するが、いずれにしろこれらの地区の新たな所有者や小作人達は農業それだけでは生活できない者であったことに注意すべきである。上記第6表でみた1フェダン以下の経営者数の増加がこれらの地区の場合と相違することを一応指摘しておかねばならないが、いずれにしろ「この特に小さい経営の急速な増加はなによりも土地にたいする飢餓が継続したこと」によって説明される。すでに植民地時代から農村において潜在的失業者であったこれらの人々は、革命後の民族政権による急速な工業化政策によってプロレタリアートへ転化をとげるべきであった。とはいえ革命後建設された工業はきわめて高度な有機的構成と巨大な資本とによって特徴づけられる近代工業であり、その意味において在来産業にたいして全く突出的で、容易に関連産業分野の発展を促がすものではなく、多数の労働者を吸収するものではなかった。また50年代にみられた政府自らの手による近代化政策の遂行がスエズ戦争等によって妨げられ、そのため工業分野での発展は民族ブルジョアジーの投資に期待がかけられたが、かれらにたいして積極的な工業投資誘引政策がなされたにもかかわらず、民族ブルジョアジーは政権に自ら参加することができなかったことと、軍事政権に危惧を懐いた

61 *Ibid.*, p. 53, 58, 61 参照。ゴネミーもまた土地改革の経済的効果にかんしては、手に入る限定された調査資料は「エーカーあたりの生産と農民の所得は土地改革地域で増加した」ことを示しているとのべている（M. Rial El Ghonemy, *op. cit.*, p. 73）。

62 И. П. Иванова, *указ. соч.*, стр. 65.

ため工業の新設・拡張をさしひかえたことも指摘せねばならない。⁶³したがって都市における流通・サービス業の拡大と土木事業がきわめて限られた農業外雇用を提供したにすぎなかった。のみならず土地改革は接収された土地から以前雇用されていた小作人や農業労働者を追いだし、かれらの就業率は10%減少したといわれる。土地開拓 (52/53年から59/60年までに2.8%増加) を上まわる人口増加 (26.8%)⁶⁴によって加重された土地への人口圧力は52年の小作規定や最低賃金法の効果をうばいとった原因である。たとえばある地域では小作料として1フェダン8.19ポンドが支払われたが、それは合法的な小作料の2倍に達した。若干の土地所有者は契約時に市場小作料と法定小作料の差額を予め支払うことを条件に⁶⁵だした。土地改革により土地の分与をうけた者ですら自ら耕作するよりもより有利であったためプレミアム付きで土地の賃貸しを行なったことが指摘⁶⁷されている。57/8年の農村についてA・ホスニーは「土地所有者のきわめて多数の者が農業

63 ミルスキーは次のようにのべている。「エジプトの資本家達はナセル政権がいかに容易に、また厚かましく外国資産を国有化したかをみた時おびえてしまった。かれらはもし政府に自分達がいる場合にはおそれたりしない。しかし軍事政権は権力を独占したままであった。資本家に経済特権を与えてはいたが、かれらが政府の事業に参加することを拒絶した。『商人や工業家は政府の経済発展計画にもはや相談されることはなかった…、こうして経済環境はずっと有利であったにもかかわらず、政府の政策は実業界に不安をひきおこした』(G. Mirsky, "New Revolution" in the UAR-I, *Mainstream*, 1970, 3/21, p. 30)。

64 И. П. Иванова, *указ. соч.*, стр. 69. サブも雇用機会の減少は接収された土地で以前雇用され、再分配から利益をうけなかった小作人や農業労働者の平均5~10%に影響を及ぼしたとのべている (G. S. Saab, *op. cit.*, p. 122)。

65 Shehata el Sayed Shehata, *Problems of Agriculture in Socialistic Countries with Particular Reference to the United Arab Republic, L'Egypte contemporaine*, 1965, No. 319, p. 93. および Family Planning, *Central Bank of Egypt — Economic Review*— (以下 C. B. E. と略す), 1965, No. 3, p. 246参照。ただし人口増加の計算は1950~1960年の間である。

66 И. П. Иванова, *указ. соч.*, стр. 66.

67 G. S. Saab, *op. cit.*, p. 130. サブは「きわめて多数の小不在地主から土地を借りているきわめて多数の小作人や分益小作人は家族のきずなや、地方的な威信の故に土地所有者をおそれたため法定の率よりはるかに高い地代を支払うことになつた」とのべている (*Ibid.*, p. 145)。

に従事しておらず、これらの所有地を他の土地所有者や土地なし農民に貸していることが知られている⁶⁸」とのべている。そして小作すらできなかつた約300万の農業労働者は季節労働者として、あるいは請負人のもとでアスワン・ハイ・ダムの建設や道路の舗装等に従事したが、それも『幸運児』のみが月20日の仕事をえたにすぎない。というのは通常かれらは月8日、ときに15日働くからである」と61年の『アリ・アハラム』紙上で指摘されている⁶⁹。

こうしてみると土地の分与をうけた者や小作人や農業労働者の生活は改革により一定の改善をみたとはいえ、農村の社会的地位はほとんど変わらず、かれらが政府の意図したような農村社会発展の中核にはとうていなりえなかつたことが考えられる。むしろS.M.ガダーラのいうように「土地改革は小規模な独立した農家を創ろうとした意図に失敗した。ジョイント・ファミリー (Joint Family) や血族グループのネットワークを破壊するかわりに、改革はかれらの相互作用を強化し、その諸機能の領域を広げ⁷⁰」ることになったものと思われる。たとえば土地改革地域においてさえ次のようになっている。

68 A. Hosny, *The Economic Structure of Egypt—A summary Survey—*, Cairo, 1959, p. 26.

69 М. ф. Гатауллин, указ. соч., стр. 199.

70 著者によればジョイント・ファミリーは父方の祖父母、未婚の息子や娘、妻子をもつ既婚の息子を含み、血族グループは同じ父方の先祖の子孫であることを主張するすべての人からなる。ジョイント・ファミリーのメンバーは、その長によって貸出された一農地に生計をたくした。改革後「家族」は「グループのメンバーが1つあるいはそれ以上の場所に住んでいるかいないかにかかわらず、その土地の1つの同じ源泉からその生計をえている個人の1グループ」とされ、所有権はジョイント・ファミリーの長に与えられ、そのメンバーはこの長によって割当てられた土地に生計を依存している。改革前と状態はかわっていないうえ、協同組合の設立により、以前の個々の自発的な経営が協同化され一層この結びつきは強化された。なおこうした協同組合は文化的背景、歴史的環境、精神的生活条件を同じくする数ヶ村、血縁グループを包括するほど大きな地区にまたがっている (S. M. Gadalla, *op. cit.*, p. 62, p. 67)。

接収地は43の管理地域 (mantiqat) に分けられ、その各々に政府役人 (mandub) が配置された。これらの管理地域は更に 100~200 のフェダンの面積をもつ経営単位 (zira'at) に分けられ、その各々に農業生産を実質的に統制する管理人 (nazir al zira'a) が任命された。各々の経営単位は次のように強制的に3つのブロックにわけられ、3年輪作が行なわれた (資料 I)。⁷¹

資料 I Damira Mantiqa の al-Manyal 村

Aブロック (420フェダン)	Bブロック (〃)	Cブロック (〃)
クローバ	棉花	小麦・大麦あるいは豆
メイズ	クローバおよび棉花の苗木	米 ⁽⁴⁾

注(1) 他の地域では米が栽培されない時には、この土地はメイズに割当てられた。

土地の分与をうけた者や「小作人の土地は3つの等しい土地に分けられ、その各々は3年輪作の3つの主要作物グループの1つに割当てられた土地に位置している」。⁷² 5フェダン以下で分与された土地の生産性を維持し、灌漑・排水網の整備をはかったこの輪作を維持するために、政府は所有者が死亡した時分与地を勝手に分配したり、分散することを禁止しており、相続者の1人が承認をえてそれを相続することになっている。また分割払いの場合には土地の売却や抵当はその代金、利子の完済を条件としている。とはいえ分与地を他の組員や改革法に明記された資格のある農民へ売却しうる規定があり、より富かな者の手中への土地の集中の道が開かれていたことに注意すべきである。⁷³

土地分与をうけた者はまた「地方」協同組合に加入することを義務づけられた。この「地方」協同組合は mushrif ta'awuni とよばれる 監督官のもとで組員によって構成される管理者会議によって経営されたが、土地を「接収された地主の被雇用者 (改革前に地主の差配人であったもの…引用者) のかなり高い割合が、mushrif ta'awuni として任命された」こと、しかも管理者会議ではなく、かれが「実際には『地方』協同組合を有効に支配した」⁷⁴ ことを指摘せねばならない。かれは組員の信用必要額を査定し、信用を与え、その使途を確認し、収穫物の引渡しを強要し、経費や信用の返金額を控除した残金を渡す責任を負ったが、「もし反抗的な農民や負債を負いすぎた農民を扱う際には配分される肥料の供給量を引き下げる権限を与えられていた」。⁷⁵ したがって以前の個人的な関係を利用して前地主や役人は十分な肥料や灌漑水の配分をうけたが、土地分与をえた一部の者は十分な信用をうけえず、「その日ぐらし」と

71 G. S. Saab, *op. cit.*, pp. 30—31, p. 33.

72 *Ibid.*, p. 33.

73 *Ibid.*, pp. 48—49.

74 *Ibid.*, p. 54.

75 *Ibid.*, p. 85.

なった。かれらは配分された種子や肥料をすぐ闇市場へ売却せざるをえず、低品種種子と少量の肥料による低収穫高のもとで一層多額の負債をおうことになり、土地代金の支払いさえ断念したといわれている。⁷⁶

上記のような接収地に設立された生産協同組合とは別に革命後急速に農村において普及した農業協同組合では、組合員が所有地・耕作地面積に応じて1株=1票（1フェダン=1ポンド）の株を所有したため、第9表でみられるような50年代における農業協同組合信用銀行の信用の急速な増加において、「大規模な土地所有者が協同組合におけるかれらの支配的な地位を利用してこの信用の大きな部分を利用した」⁷⁸ことが指摘されている。他方農業労働者は協同組合から排除され、分益小作人の借入には地主の保

第9表 農業協同組合信用銀行によって農民に許与された信用

(単位1000ポンド)

年	現 物 借 款			現 金	協同組合を 通して与え られた信用 (%)	計
	種 子	肥 料	殺 虫 剤			
1952	821	6446	—	3693	21.3	15960
1953	1359	7818	—	7208	25.3	16385
1954	1498	6365	—	9584	26.1	17448
1955	1495	6376	—	11603	30.5	19474
1956	1319	5682	—	10729	38.0	17730
1957	1436	6963	—	11806	41.9	20205
1958	1383	8283	—	14809	50.2	24475
1959	1602	10273	—	17538	70.0	29413
1960	1981	12608	1190	20899	84.2	36671
1961	2356	14750	1700	20641	95.9	39447
1962	3236	21134	6940	29652	100.0	60962

注 殺虫剤にたいする借款は1952—1959年までの期間においては、現金借款の項に含まれている。

資料 Hassan Abdallah, *UAR Agriculture*, Cairo, 1965, p. 61, p. 62 より作成。

76 J. B. Mayfield, *op. cit.*, p. 228.

77 Cooperation in the UAR, C. B. E., 1963, No. 2, p. 165.

78 Hassan Abdallah, *op. cit.*, p. 63.

証が必要とされ、小作人にたいしては小作契約書の提示を条件として当座預金の半分が借入の上限であったことを指摘せねばならない。⁷⁹ 小規模な農民が利用した短期資金の増大は「それ自身国家の適当な援助なしでは当分再生産を遂行できないエジプトの農民階級の今なお苦しい立場の指数⁸⁰」であるとすれば、サーブのいうように「大規模な所有地経営と接收地（分与地…引用者）の間の収穫高の差は主として前者における化学肥料や殺虫剤にたいするより大きな支出に、つまりそれらの所有者が自由にできるきわめて豊富な財源と堅実な経営とに依存していた⁸¹」ことは当然であったであろう。

協同組合への農民の加入が急増し、農業経営にとってきわめて重要な信用の供与が徐々にそれを通して行なわれるようになるにつれて（第9表参照）、協同組合は「労働者と資本家の闘争の領域として⁸²」みなされるようになっていったときえイワノバはのべているが、政府がこれらの協同組合にたいして対貧農政策上統制を強化していくにつれて（たとえば「監督された協同組合」(supervised co-operative) の設立）、指導的な家族はその構成員を政府役人、エンジニア、軍人等の一連のエリートの職業に配分して中央からの統制に対応した。Dakahlia の村で Sawaylim が占めた政府の職は次のとおりである。⁸³（資料Ⅱ）

資料Ⅱ Dakahlia の村において Sawaylim 実家が占めた政府の役取（1961年以降）

(1) 行政職……オムダー、オムダー補佐役、シェイク (Shaykh), Shaykhal-

79 The Development of Agricultural Credit, N. B. E., 1964, No. 4, p. 426.

80 М. ф. Гагаулин, указ. соч., стр. 187.

81 G. S. Saab, *op. cit.*, p. 111.

82 И. П. Иванова, указ. соч., стр. 107.

83 これは1961年以後のものであるので中央統制が一層厳格になった後にもかかる関係がみられるといえる。もっともこれと反対にこれまで投獄されていた人が村の指導者になり、改革をおしすすめた例もあるがきわめてまれである (J. B. Mayfield, *op. cit.*, p. 163)。

ghafar とその補佐役。

- (2) ASU 職……地区統制委員会 (Lajnat al-'ishrin) の長官, 補佐役, 20人の委員中18人。
- (3) 農村会議 (village council)……議長, 書記, 12人のメンバーのうち10人。
- (4) 農業協同組合……理事, 事務員, 協同組合会議の5人のメンバーのうち1人。

中央の統制にたいして Sawaylim 家のような農村の有力な家族が既得の支配力を利用して政府の役職を独占していることは、行政・経済機構への「家族」の利害の癒着を通じた合法的な名のもとでのその社会的、政治的、経済的支配力の維持・強化を意味する。⁸⁴ こうした家族がいかなる内容をもった経営を行なっているかについての分析を行なっていない現在充分な留保を要するとしても、そこにおいてはきわめて有利な租税政策のもと⁸⁵で、すでにみたようなかれらの手中への信用や土地の集中による富農層への発展を通して、かれらの農業企業家への成長・転化を促がすための社会的、経済的枠組が形成されつつあるといえるのではなからうか。イワノバもまた次のようにのべている。エジプト農業における「土地不足の継続と農村における労働力の過剰は、維持された半封建的な遺制の基盤のうえでのみならず、資本主義的基盤のうえでもっとも貧しい農民の搾取を続けるための有利な条件を創りだした」。「革命後の最初の数年においてすべての農

84 たとえばそれはまた国民連合においてもみられる。国民連合は村、地区、県、全国の4委員会からなるピラミッド型組織であるが、その性格や機能について政府はいまや「民衆自身でその運命を決する進路を定めるようになり、民衆が司法であり、行政であり、統治者であるようになった。こうした目標は国民連合を通じてのみ達成できる」とのべている。しかし1962年のナセル自身の反省において次のようにのべられている。「……封建領主と反動分子が国民連合の組織に参加し、その富と影響を利用し、多くの連合組織内において指導的地位を占めた」(中東調査会編『アラブ社会主義政党の研究』1969年、54—55ページ)。国民連合は解散されアラブ社会主義連合が新たに創られた。

85 ルウシニコバは次のようにのべている。「農業活動(資本主義企業をふくむ)からの収入にたいする累進所得税、総合所得税からの、実質的にはあらゆる直接税からの免除はこれまでエジプトにおいて存在している租税制度についての憤慨すべき異常なことである」(Л. И. Лушникава, указ. соч., стр. 91—92)。

86 И. П. Иванова, указ. соч., стр. 75.

民が大土地所有者に対立していたとすれば、そして極貧農と富農との関係において封建主義との闘争という共通の利害が優勢をしめていたとすれば、その後の段階においては農業企業家（大規模な所有者の制限の結果として自らの地位を強化した商人、高利貸をふくむ特に上層のグループ）は往々にして地主階級の同盟者となっている⁸⁷と。20世紀後半におけるエジプトの土地改革が、イワノバが考えているような自作農の創設→富農化→資本主義的農業というような過程をたどるであろうという基本的な視角には強い疑問をもたざるをえないが、確かに土地改革は50年代においては農民間の格差をなくさなかったばかりでなく、地主のみならずこれまで潜在的にしか対立していなかった富農、資本家と、膨大な農業労働者、小土地所有者との間の対立を顕在化させていったという側面をもっていたものと考えられる。

3 食料問題

52年の改革に与えられた第2の課題—食料自給化と工業への財源供給—が未解決のままになったこともまた60年代の国有化と土地改革を必然的なものとした一背景である。

第10表はエジプトの主要作物の生産の増加を示している。1952年の5980万ポンドから60年の7600万ポンドへの生産額の27%の増加は、耕地面積の増加によるよりはむしろ肥料使用量の急速な増加による1フェダン当りの増収にある。とはいえ1フェダン当りの生産高に依存する国民の数が、1947年の3.3人から60年には4.5へ増加したため、1人当りの消費は革命後増加したとはいえ第2次大戦前の水準にとどまった。特に国民の主食をなす

87 Там же, стр. 77.

88 肥料の使用量は1950—54年の年平均76万2300トン、1フェダンあたり平均80.9kgから1960年の112万5800トン、1フェダンあたり134.5kg（ただし数値は予備的なものである）へ増加した（Post War Agricultural Developments in The Egyptian Region, C. B. E., 1961, No. 2, p. 214）。

89 The Egyptian Economy during the Fifties IV, N. B. E., 1962, No. 1, p. 14.

第10表 主要農産物の生産高⁽¹⁾

(1935—39=100)

年	1935—39年価格での農産物価額 (100万ポンド)	アルデブ・カンタールよりみた農産物生産高指数	年	1935—39年価格での農産物価額 (100万ポンド)	アルデブ・カンタールよりみた農産物生産高指数
1910～1914	47.5	79	1952	59.8	99
1915～1919	46.1	76	1953	59.4	98
1919	39.7	66	1954	66.6	110
1920～1924	46.8	77	1955	64.1	108
1925～1929	53.7	82	1956	65.6	109
1929	57.6	95	1957	70.5	116
1930～1934	53.7	89	1958	65.9	109
1935～1939	60.4	100	1959	72.8	121
1939	60.9	100	1960	76.0	126
1940～1944	50.6	84	1961	62.3	103
1945～1949	54.6	90	1962	82.8	137
1947	54.0	89	1963	80.5	133
1950～1954	59.6	98	1964	85.2	141
1954～1959	68.3	113	1965	83	137
1960～1962	73.7	122	1966	82.9	137
1960～1964	79.0	131	1967	78.1	129
—	—	—	1968	83 ⁽²⁾	137 ⁽²⁾

注(1) 小麦, トウモロコシ, 米, キビ, 大麦, 小麦, へんとう, タマネギ, サトウキビ, 綿花を示す。1アルデブ=120～155Kg, 1カンタール=約45Kg。

(2) 予想的な評価。

資料 И. П. Иванова, указ. соч., стр. 133 より作成。

小麦生産をみると第11表のとおりである。その生産は1950年の605万3000アルデブから57年の906万5000アルデブへ49.7%の増加を示しているにもかかわらず、人口増加のため総供給量のなかで輸入がきわめて大きな割合を占めつつあるのがわかる。エジプトにおける小麦面積の縮少は綿花栽培面積の拡張と照応して⁹⁰おり、この国の経済の綿花への依存の増大につれて

90 綿花は小麦収穫のあとに作付けできない。そのため綿花栽培面積が増加するにつれて小麦の面積が減少している。たとえば、総耕地に占める綿花と小麦面積の割合は1894年の15.2%：20.4%，1936年の21.2%：17.4%，1947の13：7%：17.8→

第11表 小麦の消費と輸入

(単位1000アルデブ)

年	国内生産高	輸 入 高	総供給量
1935/39	7567	-38	7529
1940/44	7109	54	7163
1945/49	6684	1699	8383
1950/54	7951	3807	11758
1955/57	9136	4406	13542
1950	6053	6080	12133
1951	7262	5933	13195
1952	6513	5142	11655
1953	9356	1528	10884
1954	10572	353	10925
1955	8864	3541	12405
1956	9479	4169	13648
1957	9065	5508	14573

注 小麦1アルデブ=150kg。

資料 Consumption of Cereals in Egypt, N. B. E., 1958,
No. 3, p. 229より作成。

すでにクーデターの前より小麦不足がみられた。そのため政府は経営面積の一定の割合を小麦、大麦の栽培にさくことを法律によって定めたほか、食料価格を安定させるために補助金を出している。とはいえ小麦と綿花の1フェダン当りの純収入の差は綿花栽培に農民をひきつけ⁹¹、特に政府が生産を刺激するために小麦の買付け価格をひき上げた時のみその面積の拡張をみたにすぎない⁹²。小麦不足における輸入への依存は、「比較的低価格の小麦の大量輸入」のもとで国内の小麦価格をひきさげ、たとえば57/58年

→%, 1950年の21.4% : 14.9%となっており、大体総耕地の35~40%のなかで綿花と小麦の面積が変動しているのがわかる (Wheat in Egypt, N. B. E., 1952, No. 2, p. 105)。

91 1フェダンあたりの綿花の純収入は55.1ポンド、地代をひいても34.3ポンドであったのにたいして、小麦の純収入は21.3ポンド、地代をひくと8ポンドになる (Agriculture, N. B. E, 1962, No. 1, p. 49)。

92 たとえば1954年に穀物の価格をひきあげて、政府は農民がもっと穀物を栽培するよう刺激を与えた (B. Hansen & G. A. Marzouk, *op. cit.*, p. 109)。

にみられたように法定の小麦栽培面積の縮小（耕地の3分の1から4分の1へ）をもたらし⁹³て、輸入への依存を一層大きくするという悪循環へおちいつていることを指摘せねばならない。食料問題の解決としての小麦栽培面積の拡張は綿花生産高の減少→外貨不足をもたらし⁹⁴、他方外貨獲得のための綿花栽培面積の拡張は小麦不足→食料輸入の増大→近代化のための資金不足をもたらし⁹⁵ているといえる（第12表参照）。

きわめて簡単に要約すれば、土地改革は農民大衆の土地要求や生活水準の向上を充分には満しえなかつた。赤字財政によるインフレのもとで土地分与をうけた農民は労働の成果を自らのものにすることができるといふ心理的満足を与えただけにすぎず、すでに50年代末において政府がその対策に苦慮しているのがみられる。⁹⁶また食料自給化と工業への財源供給の課題もほとんど解決されず、61年の一層きびしい土地改革を必然的なものとしていたといえよう。

-
- 93 Economic Conditions in 1958 UAR—Souhthern Region, N. B. E., 1959, No. 2, p. 106.
- 94 農業生産額に占める綿花の割合は1952年に39%, 65年で32%; 綿花の輸出は52年—1億3200万ポンド, 65年—1億9300万ポンド; 農産物の輸出額にしめる綿花の割合は52年—96%, 65年—81%; 全輸出額に占める綿花の割合は52年—92%, 65年—74%となっており, 綿花がきわめて重要な外貨獲得源であることがわかる (N. B. E., 1962, No. 2, pp. 157—158; N. B. E., 1965, No. 2 参照)。
- 95 国家の支出は急速な工業化のため50/51年の1億9060万ポンドから59/60年の4億8480万ポンドへ254.3%増加した。しかし収入の増加がそれに伴わなかったため、赤字は590万ポンドから1億8030万ポンドへ310.1%増加しており、また外貨準備高も45年の3億7900万ポンドから59年には6200万ポンドへ急激に減少して対外援助への依存を一層不可避なものとしている (National Bank of Egypt, *The Economy of The United Arab Republic—during the Nineteen fifties—*, 1963, p. 50, p. 58; B. Hansen & G. A. Marzouk, *op. cit.*, p. 190)。
- 96 たとえば土地分与代金の利子を3%から1.5%へ引きさげ、期間を30年から40年に延長して分割払い金の負担を軽減したり、農業協同組合の管理を mushrif から管理者会議に移すことを試み、また限られた地域ではあったが農協を通じた信用の供与をその農村の農民に限った。また1957, 59年にはワクフ地の一部が廃止された (Quarterly Economic Review Egypt, N. B. E., 1958, No. 3, p. 255; Cooperation in the UAR, *op. cit.* p. 168)。

第12表 商品別輸出入額 1953~1961年

(単位100万ポンド)

商 品		1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1962
輸 入	食料	48.29	21.11	20.17	27.70	43.54	44.27	47.20	42.60	47.25
	飲料・タバコ	5.40	5.35	5.39	5.64	5.61	5.63	5.37	5.40	5.23
	燃料を除く非食料原材料	15.39	14.60	14.41	15.32	18.39	19.47	16.28	19.37	22.82
	鉱物油, 潤滑油, 関連資材	14.71	19.10	18.06	19.04	21.04	26.37	22.20	24.40	25.51
	動物および植物油, 脂肪	3.02	2.96	3.52	4.75	7.94	6.28	3.72	3.65	5.81
	化学製品	18.22	20.97	22.39	18.80	27.05	33.06	25.78	25.83	19.64
	工業製品	35.81	35.40	43.63	43.57	33.72	37.38	33.63	41.97	42.23
	機械・輸送施設	28.21	31.79	45.74	44.47	28.91	52.13	54.00	56.04	64.52
	その他の工業品	6.72	6.23	7.12	5.31	3.13	4.54	4.91	3.80	4.66
	その他の取引品・商品	0.86	1.27	1.04	1.11	1.06	1.23	1.32	1.98	0.78
計 ⁽¹⁾	176.77 ⁽²⁾	160.15 ⁽²⁾	182.89	186.11	190.40	230.37	214.40	225.05	238.46	
輸 出	食料	6.63	7.36	13.21	17.92	18.92	23.81	11.57	20.66	17.96
	飲料・タバコ	0.13	0.12	0.108	0.09	0.11	0.26	0.27	0.25	0.28
	燃料を除く非食料原材料	120.36	117.87	112.89	104.04	129.53	114.91	116.88	140.67	111.31
	鉱物油, 潤滑油, 関連資材	0.99	0.91	1.09	1.50	1.24	4.56	4.23	4.56	7.38
	動物および植物油, 脂肪	2.05	0.64	0.55	0.59	0.86	0.26	0.20	0.24	0.08
	化学製品	0.36	0.38	0.38	0.64	0.78	0.61	0.71	0.62	0.59
	工業製品	3.80	7.32	6.92	13.29	15.41	15.57	16.03	21.49	20.11
	機械, 輸送施設	0.02	0.06	0.03	0.08	—	—	—	0.13	0.14
	その他の工業品	1.16	1.46	1.50	2.41	2.83	2.20	2.83	1.92	2.29
	その他の取引品・商品	0.35	0.59	0.36	0.29	0.49	0.31	0.19	0.06	0.10
計	135.86	136.70	137.01	140.94	170.26	162.58	153.03	190.60	160.26	

注(1) 地方で販売され、商品分類がなされていないイギリス軍需品をふくむ。

(2) エジプト・ポンドで総計が修正されている。

資料 D. C. Mead, *Growth and Structural Change in the Egyptian Economy*, Illinois, 1967, p. 358.

III 1961年の土地改革

1 土地改革法とその成果

既述のように60年代にはいるとエジプト政府は多数の民間企業を国有化して国家セクターを拡大した。それは既述のように国家が積極的に外部経済を建設し、民間資本にたいする工業投資誘引政策によってエジプトの工業化=近代化の一翼を民間の資本家に期待した政策にとっては1つの「転換」であったといえよう。61年の土地改革はアラブ社会主義連合(A S U)の結成や『国民憲章』にみられる「社会主義」目標の公示のなかでこうした国有化といかなる関係において政策の「転換」となりうるのか。まずこの法律とその成果をみてみよう。

1961年の法律第127号、第132号は個人の所有地の最高限度を100フェダンに引き上げること、補償として15年満期、利子4%の政府債券をもって国家がこの過剰地を接収し、さらにこれを2~5フェダン単位で小作人や分益小作人に分与することを定めている。この法律は5200人の地主の利害にふれたといわれたが、⁹⁷さらに政府は62年にはワクフ地の接収を、63年には外国人の土地所有の禁止と土地会社の国有化とを規定しており、⁹⁸1965年の統計年鑑によればこれらの法律によって61年以後38万3000フェダンが接収されたといわれる。52年から計算すると64年までに80万フェダン、2億2400万ポンド相当が地主から接収されたが、64年の法律第135号によってかれらにたいする補償が廃止されたため、結局特別に必要とされた補償額⁹⁹は6640万ポンドに減少した。第13表は土地改革法公布直後と65年の土地所

97 A Socialist Pattern of Society, N. B. E., 1961, No. 3, p. 278. この債券は株式取引所で売却できることになっている。また最高限度規定は個人にたいして示されたものであり、家族が更に100フェダンをもつことが認められている。

98 М. ф. Гагаулин, указ. соч., стр. 169.

99 M. Riad El Ghonemy, *op. cit.*, p. 72; Chronology of Events—1963, N. B. E., 1964, No. 2, p. 184.

100 И. П. Иванова, указ. соч., стр. 52.

有分布であるが、革命前のそれ(第5表)と比較した場合、100フェダン以上の所有者の総面積は161万4000フェダンから42万1000フェダンへ73.9%減少し、5フェダン以下の面積は212万2000フェダンから369万3000フェダンへ74.0%増加している。¹⁰¹ 2つの土地改革が大規模な所有地を接収し、5フェダン以下の「新しい土地所有者階級」を創りだしてきたことがわかる

第13表 1961年と65年の土地所有分布

(単位1000)

所有規模 フェダン	1961 ⁽¹⁾				1965 ⁽²⁾			
	所有権		面積		所有権		面積	
	数	%	フェダン	%	数	%	フェダン	%
5フェダン以下	2919	94.1	3172	52.1	3033	94.5	3693	57.1
5～10	80	2.6	526	8.6	78	2.4	614	9.5
10～20	65	2.1	638	10.7	61	1.9	527	8.2
20～50	26	0.8	818	13.4	29	0.9	815	12.6
50～100	6	0.2	430	7.0	6	0.2	392	6.1
100以上	5	0.2	500	8.2	4	0.1	421	6.5
計	3101	100.0	6084	100.0	3211	100.0	6462	100.0

注(1) 1961年法律号127号の公布の後。

(2) 政府の土地を除く。

資料 Changes in the Pattern of Landownership...*op. cit.*, p. 146.

が、しかし所有者の分布はほとんど変化がなく、その約94%が依然として5フェダン以下に集中している。このグループの所有者は一貫して増加し

101 法律によって接収された土地は次のように指摘されている。52年の土地改革法と53年の王一族所領没収により45万305フェダン、ワクフ地没収により…14万8787フェダン、61年の土地改革により…21万4132フェダン、Kom Omb Land Company をふくむ56年に接収された土地…2万5807フェダン、63年の外国人の土地所有禁止法により…6万1910フェダン、接収を予定されていた人々によって所有されている土地の接収実施に関する64年の法律により…4万3516フェダン、計94万4457フェダン(M. Riad El Ghonemy, *op. cit.*, p. 72)。接収された土地と土地分与面積との相異は、統計上の欠陥にもよるが、むしろ新開拓地の分与、政府の手中にある未分与地、地主の市場での販売によるところが大きい。

ており、かれらの背後にほとんど同数の農業労働者＝半失業者が存在することを考慮すれば、100フェダン（実質200フェダン）という土地所有最高限度は資本主義的搾取のみならず半封建的な搾取の物的基盤となっていることはいうまでもない。とはいえイワノバはそれとともに「長期の植民地圧制の遺制として形成された半封建的搾取領域の縮少のための客観的条件が、この土地所有の制限においてすでに作られていることを忘れてしまうことはできない¹⁰²」とのべている。こうした評価の根拠がどこにあるのか、土地所有規模の変化だけで説明されるのか、またこの制限がイワノバの¹⁰³いうように半封建的搾取領域の縮少にのみ限られるのかどうかは別として、これは上記のような農村をとりまく環境のなかでこの所有最高限度の引き下げがもつ重要な意味を指摘したものといえよう。また個人あるいは一家族の借地の最高限度を50フェダンに一しかも50フェダン以上の所有者には借地の禁止を、それ以下の者は所有地プラス借地が50フェダンを越えぬように一制限した61年の法律もまた第6表にみたような企業者階級が広汎に¹⁰⁴土地の賃借りを利用するというこれまでの土地の集中をおさえて、農民の土地要求を満すうえできわめて重要な措置であったと思われる。大土地所有や経営にたいするこうした規制とともに政府は農民にたいしては52年に定められた土地分与代金とその利子を半分に引き下げ、土地分与にともなう政府経費の農民負担を免除した。¹⁰⁵64年には大統領令第216号により5フェダン以下の土地所有者にたいして地租を免除し、土地分与代金を4分の

102 И. П. Иванова, *указ. соч.*, стр. 44.

103 確かに土地改革が「反封建的志向」をもつとしても、それはオムダーを中心とする地主や富農の漸進的な資本主義化が土地改革や国家の諸規制にたいする対応において、既述のような農村をとりまく経済環境のなかで古い「家族関係」をかれらが利用しているために「半封建的」な性格を濃厚にもっていたからにはかならない。とはいえかれらの資本主義化が上記のような形で進行するかぎり、「反封建的」改革の徹底化は今日ではかれらの資本主義化を一層急速におさえるという性格をもたざるをえないものとする。

104 G. S. Saab, *op. cit.*, p. 182.

105 New Legislation, N. B. E., 1961, No. 3, p. 334.

1に引きさげ、利子を廃止した。また5～10フェダンまでの者には地租を半分に免除している。¹⁰⁶こうして58年、61年、64年における一連の土地分与代金の引きさげの結果として、農民の負担は1億1200万～1億2200万ポンド軽減されたといわれる。

また政府は農業協同組合や農村における行政機構にたいしても改革をこころみている。たとえば59年にもっぱら協同組合にのみ信用を与えるために設立された農業協同組合制度は61年には全国に拡張され、Crédit Agricole et Cooperatif が国有化されるとともに農業協同組合は村、地方、州、全国というピラミット組織のもとに統制された。¹⁰⁷こうして政府は農業信用の計画的分配を容易にできる立場にたったが、それと同時に協同組合のメンバーから不在地主を排除し、その管理職の50%以上を5フェダン以下の土地所有者や小作農に開放することを規定している。¹⁰⁸さらに3015村(全村の75.1%)において中央政府の主要な行政官であり、協同組合にたいしても支配的であったオムダーにたいして、政府は一生涯と定めていたこの職務期間を10年に、64年にはさらに5年に制限し、村民にオムダーを選挙させ、必要ならば州役人にその解雇を訴えることを認めた。また土地所有がオムダーの資格から除去されたことは、かれが「常に農村における最大の

106 Internal Economic Developments during 1963, N. B. E., 1964, No. 2, p. 180. 1961年後の地主・小作規定においてはこれまでの法定小作料が守られることと、低生産性の土地での小作料の軽減に注意が払われた。また分益小作人については次のようになっている。土地所有者の義務は地租、地方税の支払い、土地の肥沃の改善と建物やその他の施設の維持。小作人は収穫、播種をふくむあらゆる農作業の行施、農具と灌漑設備の当座の修理。土地所有者と小作人は種子、肥料、殺虫・防虫の費用、主要灌漑・排水設備の浄化、土地の番人にたいする賃金にかんしては平等に負担を負う。小作人が支払う小作料は全生産費用を控除した後の収穫物の50%となっており、3通の小作契約書と領収書が作成される(M. ф. Гатауллин, указ. соч., стр. 174—175)。分益小作人が小作人の中でどの程度の比重を占めるか、かれらがいかに性格づけられるかは今後の研究課題とせねばならない。

107 Hassan Abdallah, *op. cit.*, p. 25.

108 М. ф. Гатауллин, указ. соч., стр. 185.

土地所有者かそのうちの1人であった過去の伝統とまったく関係を断っている¹⁰⁹ことを示している。こうして農業セクターにおいて「全能的な地位を占める」協同組合は、50年代との比較はさておき少なくとも「主として大規模な地主の利害に奉仕した革命以前の期間の協同組合とはまったく異なる¹¹⁰」ものとなったと評価されている。流通分野においても協同組合を通じた綿花の買付けが広汎に行なわれるようになり、ブローカーを通じた額より10~15%高値で販売された¹¹¹。地方レベルでの農産物のマーケットは政府の所有のもとにあり、農村レベルのマーケットは政府のライセンスを必要とするようになった¹¹²。52年から12年間にわたる土地改革の成果は約500万人にとってはほぼ8100万ポンドの所得の増加(約2500万ポンドが100万人の土地分与者に、5600万ポンドが400万の小作人に)もたらしたといわれる¹¹³。

2 『国民憲章』と土地改革—むすびにかえて—

60年代にみられた国有化や土地改革の背後にあって、これらの政策の指針となった「支配的イデオロギーの基本的・集約的表現」であり、「政治指導の最高基本綱領」である『アラブ連合共和国・国民憲章』において土地改革はどのように位置づけられているであろうか。このことは政策「転換」の性格を理解するうえできわめて重要であると考えられる。第6章、「社会主義的解決の不可避性」、第7章、「生産と社会」において示されている土地改革は次のようにとらえることができよう。

「民族的な富の基盤の拡大をめざす仕事は、決して搾取的・私的資本の制御できない傾向をもった行きあたりばったりの方法にゆだねることはできない」。そのため「す

109 J. B. Mayfield, *op. cit.*, pp. 84—85.

110 San-eki Nakaoka, *The Agricultural Co-operative in Socialist Egypt, The Developing economies*, 1965, 3 (2), p. 187, p. 191.

111 G. S. Saab, *op. cit.*, p. 117.

112 Hassan Abdallah, *op. cit.*, p. 46.

113 *Ibid.*, p. 23.

すべての生産手段を人民の管理のもとにおくことの必要、また、剰余の運用を明確な計画にもとずいて人民が管理することの必要、つまり「公共部門の創設」と「包括的計画の枠内で開発に参加し搾取をおこなわない私的部門の存在」が必要である。¹¹⁴

ところで「社会主義のアラブの適用は、農業分野では、土地を国有化しこれを公共部門の領域に変形することを考えない」。むしろ「恵まれた条件のもとではエジプトの農民は創造的労働の能力がある」ため、「土地問題の革命的解決は、土地所有者の数的増大によってなされる」。ただ「土地財産の分野」では「私的所有のふたつの種類のあいだに明確な区別をつけるべきである。すなわち、搾取に門をひらくような所有と国民経済への奉仕を分担しあわせて所有者自身の利益にも役立つ非搾取的所有と」。搾取とむすびつく大土地所有の解体と「農業問題にたいしてこれを土地所有者の数の増大にもとづいて解決しようとするこの革命的対決の成功は、農業協同組合によってしか、そして、その活動範囲が小土地所有に強力な生き生きとした経済をもたらそうとすることまで拡大されないかぎり強固なものとはならない」。そのため第5章、「真の民主主義について」では、「人民を代表する諸勢力のあいだの協力」のもとにアラブ社会主義連合が創設されねばならないし、「新憲法は、農民と労働者が議会を含むあらゆるレベルの政治的・人民的組織において半分の議席をうらうという¹¹⁵ことを保証しなければならぬ¹¹⁶」とのべている。

国有化や土地改革あるいはオムダーや農業協同組合にたいする規制は一応かかる『国民憲章』の方針のうえに位置づけられるといえるが、協同組合とならんで「国民行動を掌握する政治機関」として「農村地域においてそれと関係のない活動領域はない¹¹⁷」といわれるアラブ社会主義連合（ASU）の規約においても次のようにのべられている。

ASUは「人民による、人民のために代表される健全な民主主義」＝「社会主義革命、すなわち、勤労者人民の革命を実現する」ことを目標とする。そのため「あらゆる人民勢力—農民、労働者、軍人、知識人および民族資本家—の「人民的、政治的組織」であるASUは、「最低50%を労働者や農民の代表をもって構成するよう保証¹¹⁸し、こうして「資本主義と封建主義の影響を清算」するであろう。

114 『国民憲章』53ページ。

115 同書、57ページ、63—64ページ。

116 同書、46—47ページ。

117 J. B. Mayfield, *op. cit.*, p. 146.

118 『アラブ社会主義政党の研究』、118—119ページ。

上記の2つの政策指針の具体的なあらわれとして国民会議のメンバーシップの変化が指摘できよう(第14表)。そこでは地主やブルジョアジーはもちろん、軍人・警察官や高級官吏等の議席の割合を縮小し、「官僚ブルジョアジー」の支配をできるだけさけるとともに、農民や労働者の意見をくみあげようとする志向がみられる。かかる政治動向のなかでエジプト共

第14表 1957年と1964年における国民会議のメンバーの変化(%)

職業グループ	1957	1964
軍隊および警察官	14.0	4.4
高級官吏	17.5	—
知的職業人	35.4	32.1
経営者・政府の被雇用者	7.4	5.8
農村の中産階級	19.8	38.1
労働者	0.2	13.5
都市の『民間セクター』	3.8	4.8

資料 J. B. Mayfield, *Rural Politics in Nasser's Egypt*, Austin, 1971, p. 118.

産党も、エジプト政府にたいするソヴィエトの支持、機関誌(Al Talia)の発行やアハラム紙への寄稿の許可、党員の政府行政職への任命、そしてなによりも現段階における政府の目的と党の目標の一致¹¹⁹をふまえて、「エジプトにおける政治・経済・社会の各分野での問題にもっとも効果的に対処しうる唯一の政治組織としてASUを認め、他の共産系小分派とともに党を解散し、ASUへの合流¹²⁰」をはかっている。

とはいえ上記にみた政策方針のもとに展開された政策「転換」をなおかつエジプト国民銀行のブレティンに示されたように「エジプトの全経済構造は基本的に変化した」ととらえることができないのは次の2つの理由に¹²¹

119 Maxime Rodinson, *The Political System, Egypt Since The Revolution*, ed. by Vatikiotis, pp. 107—108.

120 『アラブ社会主義政党的研究』, 96ページ。

121 Notes and Comments, N. B. E., 1961, No. 1, p. 9.

よるからである。その1つは膨大な失業者、半失業者をかかえたエジプトにおいては上記諸法律の回避が広汎に行なわれ、これらの諸法律に対応しつつ Sawaylim 家のような家族が「富や家族的な関係によって」その支配をその後も維持していることを指摘せねばならないからである。¹²²「今でももちろんオムダーは法律を代表している。もっと正確には一かれは法律である」という指摘は農村におけるその支配の強さを示している。もう1つの理由は政府がかかる政策を展開せざるをえなかったイデオロギーを越えた一背景一耕地と人口のいちぢるしい不均衡一をそのまま切り捨ててしまうことができないからである。すべての農民に1家族5フェダン単位で土地を分与するとすれば1500万フェダンが、また3フェダン単位で分与するとしても1000~1100万フェダンの土地が必要とされるといわれるが、それにたいしてエジプトでは耕作地はたった600万フェダンしか存在しない。1975年には人口は3400~3900万人へ増加し、年350~400万トンの穀物が必要となるが、それはアスワン・ハイ・ダムによる耕地の拡張によって満されえないといわれる。これが積極的な土地開拓とそれの土地なし農民への分与とともに、¹²⁴きわめて少数の大土地所有者を犠牲にして政府が土地所有

122 J. B. Mayfield, *op. cit.*, p. 88. あるオムダーについてメイフィールドは次のように指摘している。「この男はかれの権力と勢力のおかげで承認された。かれの権威はかれの家族が伝統的にオムダーの職を独占してきたこと、オムダーの職が中央政府の役人の地位として認められていることのために農村の大多数によって正当なものとしてされた。それゆえ政府の役人とのつながりや論争を調停するうえで認められたかれの権力や能力がその勢力や威信に加わったとはいえ、かれの勢力はかれの富や家族的な関係によっている」(p. 88)。かれは「協同組合によって分配される種子や肥料にまっさきに近づくであろう」(p. 89)。それは農民達は「この男がわるい犯罪者の保護や不正な取得を通して富や土地を集めてきたことを確信している」(p. 88) ことから明らかである。また資料Ⅱがこれを証明している。その他国民会議における「農民」とは25フェダン以下をさしたため、かれらは「富農」の利害を代表したことが指摘されている。

123 *Ibid.*, p. 90.

124 1960年から始められる10ヶ計年画では農業生産高を1959年~60年の5740万ポンドから、64~65年の7360万ポンド、69~70年の9100万ポンドへ増加させることを目標としている。そのため、農業の生産性の向上のために60~65年においては5190ア

最高限度の一層の引き上げをはかった一つの重大な理由である。政府がいかに農民の土地要求を満そうとしたかは、分与地が2〜3フェダンの大きさで、つまりできるだけ多数の農民の要求を満すためにそれだけでは生活できないような単位で分与されていることから明らかである。だからこそ生産性の低下をふせぐためにかねらの生産協同組合への加入が土地分与の条件とならざるをえなかったといえよう。いずれにせよ、大規模な農業経営や小作、分益小作がいかなる内容をもっていたか、そしてそれらがからみあってエジプトの農村においていかなる農業構造を作りだしていたのか、またそれが肥料や高収穫品種の導入、灌漑の整備や機械化等の生産力の側面にみられる改良とむすびついていかなる変遷をとげてきたのか、これらの分析が充分でない現在2つの土地改革はもちろん政策「転換」の性格もまた十分に規定することができないのはいうまでもないことである。したがって国有化と同様に、1961〜1965年に実施された農業改革も先行の期間と同じように反封建的な志向と国家の統制強化とによって特徴づけられるものとしてとらえるにとどまらざるをえない。(本稿は中岡三益氏、板垣雄三氏の文献からきわめて貴重な資料と示唆とをうけた)。

万ポンド、65〜70年において8200万ポンド、耕地面積の拡張のために60〜65年…1億7340万ポンド、65〜70年…2億6000万ポンド、灌漑・排水網の整備、ハイ・ダムのために60〜65年…1億6670万ポンド、65〜70年…7000万ポンドの投資を予定した(National Planning Committee, *General Frame of the 5-Year Plan for Economic and Social Development* — July 1960 ~ June 1965 —, Cairo, 1960, p. 11, p. 15)。